東京都市計画防火地域及び準防火地域［練馬区決定］
総括図

凡　例

変更箇所	

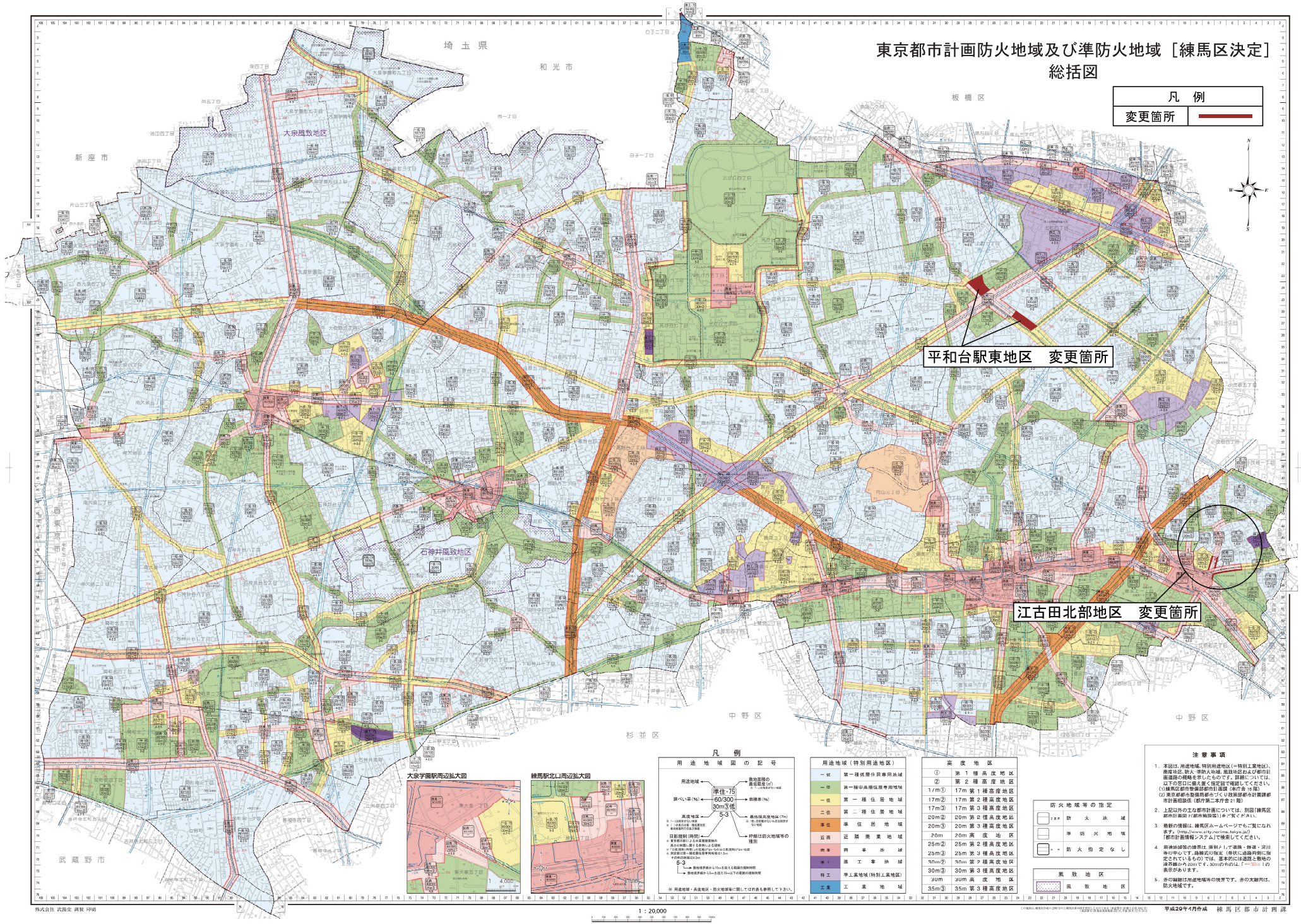

大泉学園駅周辺拡大図

練馬駅北口周辺拡大図

凡　例

用途地域図の記号

※ 用途地域・高度地区・防火地域等に関しては右表を参照して下さい。

用途地域（特別用途地区）

一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	準工業地域（特別工業地区）
工業	工業地域

高度地区

①	第１種高度地区
②	第２種高度地区
17m①	17m 第１種高度地区
17m②	17m 第２種高度地区
17m③	17m 第３種高度地区
20m②	20m 第２種高度地区
20m③	20m 第３種高度地区
20m	20m 高度地区
25m②	25m 第２種高度地区
25m③	25m 第３種高度地区
30m②	30m 第２種高度地区
30m③	30m 第３種高度地区
30m	30m 高度地区
35m③	35m 第３種高度地区

防火地域等の指定

防火地域	防火地域
準防火地域	準防火地域
防火指定なし	防火指定なし

風致地区

風致地区	風致地区

注意事項

1. 本図は、用途地域、特別用途地区（＝特別工業地区）、高度地区、防火・準防火地域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口に備え置く指定図で確認してください。
(1) 練馬区都市整備部都市計画課（本庁舎 16 階）
(2) 東京都都市整備局都心まちづくり設備部都市計画課都市計画相談係（都庁第二本庁舎 21 階）
2. 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図 2（都市施設図）」をご覧ください。
3. 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧になれます。（http://www.city.nerima.tokyo.jp/）「都市計画情報システム」で検索してください。
4. 用途地域等の境界は、原則として、道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定（帯状に道路両側に指定されているもの）では、基本的には道路と敷地の境界線から 20m です。30m のものは、「―30m―」の表示があります。
5. 赤の斜線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。

株式会社 武揚堂 調製 印刷

1：20,000

平成29年4月作成　練馬区都市計画課